

令和 2年 3月26日

姫路市長 清 元 秀 泰

公園管理用品購入補助金交付要綱を次のように定める。

公園管理用品購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公園管理用品を購入する公園愛護会に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、公園愛護会が行う市立の公園及び緑地（以下「公園等」という。）の除草作業の効率化を図り、もって公園等の良好な環境を維持することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 公園管理用品購入補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす公園愛護会とする。

- (1) 姫路市と公園愛護会委託契約を締結していること。
- (2) 前年度にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 補助対象経費は、前項の公園愛護会が次に掲げる公園管理用品を購入する経費とする。

- (1) 動力式の草刈機
- (2) 動力式の芝刈機

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第2項の公園管理用品の購入経費の2分の1に相当する額とし、次の各号に掲げる公園等の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 500m²未満 2万円
- (2) 500m²以上1,000m²未満 4万円
- (3) 1,000m²以上 5万円

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、公園管理用品購入補助金交付申請書（様式第1号）に購入しようとする公園管理用品の見積書、カタログその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 交付申請は、1年度につき1回限りとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した後、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を公園管理用品購入補助金交付可否決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、公園管理用品購入補助金交付申請書の受理の先着順に交付の可否を決定する。

(交付決定の条件)

第6条 市長は、補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）を行うときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 市長が指示する購入期限までに申請した公園管理用品を購入し、購入後10日以内に補助金の交付の請求を行うこと。
- (2) 購入した公園管理用品に、公園愛護会の名称及び補助金交付決定日を明示すること。
- (3) 購入した公園管理用品の維持管理を行い、常に良好な状態に保つこと。
- (4) 購入した公園管理用品の利用状況について市長が調査又は報告を求めた場合は、これに応じること。
- (5) 不正な手段による交付決定若しくは補助金の交付を受けたとき、購入した公園管理用品による除草実績が不適当であると認めたとき、又は前各号の規定に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあること。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 第5条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指示する購入期限までに交付決定に係る公園管理用品を購入し、購入後10日以内に公園管理用品購入実績報告兼補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 公園管理用品の購入金額と内訳を明らかにする書類
- (2) 購入した公園管理用品及び当該公園管理用品に公園愛護会の名称及び補助金交付決定日を明示したことが分かる写真
- (3) 公園管理用品購入補助金交付可否決定書の写し

3 市長は、前条の請求書を受理した場合、その内容を確認し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（調査又は報告）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、購入した公園管理用品の利用状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 補助金の交付決定の取消し及び返還については、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）の定めるところによる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。